	斜里郡清里町	稲富（十一番一、十二番一から四まで、十三番一、二、六及び七、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から四まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで並びに六百九十二番一に限る。）
		神威（五百三十五番二、五百三十七番一、五百三十八番一及び二、五百三十九番一、四、七、八及び十二、五百四十番一、二及び四から七まで、五百四十一番二から九まで、五百四十二番一から三まで及び七から十一まで、五百四十三番一、二及び四から十一まで並びに五百四十四番一から四までに限る。）
	斜里郡斜里町	豊倉（百六番、百六番二、百七番一及び四、百八番一から四まで、百九番一から五まで、百十二番一、三及び四、百十三番一及び四から八まで、百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、百十八番一、二及び九から十一まで、百十九番一及び十三、百二十番一から六まで及び九から十一まで、百二十一番一、十及び十一、百六十八番五、六及び八から十まで並びに百八十七番から百八十九番まで並びに町道以久科豊倉六号道路以南で北海道旅客鉄道釧網線以東の地域に限る。）、中斜里（北海道道千号線及び北海道道八百二十七号線以北の地域並びに三十八番一、三、六、九から十三まで、十六、十七、十九及び二十四、三十九番四から九まで、十二から二十二まで、二十五から三十五まで、三十八、五十一から六十三まで、六十五から七十三まで、七十六、七十七、七十九から八十二まで及び八十四、五十四番二及び四、五十五番一から三まで及び五から十まで並びに五十六番一、二及び四から七までを除く。）、三井（七十九番一から三まで、八十番一から四まで、八十一番一及び二、八十二番一及び二、百十七番一から四まで、百十八番一から六まで、百十九番一から三まで、五及び十から十二まで、百二十番一から三まで並びに八十一番一及び百十七番一に隣接する国有地に限る。）及び来

（新設）

	斜里郡清里町	神威（五百三十五番二、五百三十七番一、五百三十八番一及び二、五百三十九番一、四、七、八及び十二、五百四十番一、二及び四から七まで、五百四十一番二から九まで、五百四十二番一から三まで及び七から十一まで、五百四十三番一、二及び四から十一まで、五百四十四番一から四まで、八百六十六番一及び三から五まで、八百六十八番一、二及び四から七まで、八百八十四番一並びに八百八十五番一に限る。）
	斜里郡斜里町	川上（町道美咲川上西三線道路以西で町道川上大栄六号道路以北の地域並びに北海道道千百十五号線、北海道道千百十五号線との交点以北の一般国道三百三十四号線、一般国道三百三十四号線との交会点以南の斜里川及び斜里川との交会点以東の北海道旅客鉄道釧網線以南の地域を除く。）、豊倉（百六番、百六番二、百七番一及び四、百八番一から四まで、百九番一から五まで、百十二番一、三及び四、百十三番一及び四から八まで、百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、百十八番一、二及び九から十一まで、百十九番一及び十三、百二十番一から六まで及び九から十一まで、百二十一番一、十及び十一、百六十八番五、六及び八から十まで並びに百八十七番から百八十九番まで並びに町道以久科豊倉六号道路以南で北海道旅客鉄道釧網線以東の地域に限る。）、中斜里（北海道道千号線及び北海道道八百二十七号線以北の地域並びに三十八番一、三、六、九から十三まで、十六、十七、十九及び二十四、三十九番四から九まで、十二から二十二まで、二十五から三十五まで、三十八、五十一から六十三まで、六十五から七十三まで、七十六、七十七、七十九から八十二まで及び八十四、五十四番二及び四、五十五番一から三まで及び五から十まで並びに五十六番一、二及び四から七までを除